

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」  
に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」に関するパブリックコメント手続におきまして、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約又は集約させていただきましたので、ご了承ください。

- 1 募集期間 平成30年7月13日（金）～8月13日（月）
- 2 意見の提出方法 電子メール、郵送、ファクシミリ及び持参による方法
- 3 募集結果

提出方法	人数	件数
電子メール	160	—
郵送、ファクシミリ、持参	313	—
合計	473	1,244

※人数は意見なしとして提出されたものを含みます。

- 4 考え方（案）を修正した箇所 なし
- 5 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

【お問い合わせ先】

千葉市保健福祉局健康部健康企画課

電話：043-245-5201

FAX：043-245-5554

電子メール：[kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp](mailto:kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp)